

令和5年（納）第6号

課 徴 金 納 付 命 令 書

名古屋市東区東新町1番地

中部電力株式会社

同代表者 代表取締役 《 氏 名 》

公正取引委員会は、上記の者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり命令する。

なお、理由、別紙1及び別紙2中の用語のうち、別紙2「用語」欄に掲げるものの定義は、別紙2「定義」欄に記載のとおりである。

主 文

中部電力株式会社（以下「中部電力」という。）は、課徴金として金201億8338万円を令和5年10月31日までに国庫に納付しなければならない。

理 由

1 課徴金に係る違反行為

中部電力は、別紙1記載のとおり、他の事業者と共同して、中部電力管内又は関西電力管内（以下「2地区」という。）に所在する大口顧客に対して小売供給を行う電気について、互いに、相手方の供給区域において相手方が小売供給を行う大口顧客の獲得のための営業活動を制限することを合意することにより、公共の利益に反して、2地区に所在する大口顧客に対して小売供給を行う電気の取引分野における競争を実質的に制限していたものであって、この行為は、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反するものであり、かつ、独占禁止法第7条の2第1項に規定する商品の対価に係るものであり、商品の取引の相手方を実質的に制限することによりその対価に影響することとなるものである。

2 課徴金の計算の基礎

(1)ア 中部電力は、2地区に所在する大口顧客に対して小売供給を行う電気（中部電力及び関西電力株式会社（以下「関西電力」という。）の2社（以下「2社」

という。)がそれぞれ自社の供給区域において小売供給を行うものに限る。以下同じ。)の卸売業を営んでいた者であるが、令和2年4月1日付けで、中部電力ミライズ株式会社(以下「中部電力ミライズ」という。)に対し、吸収分割により同事業を承継させ、同日以降、同事業を営んでいない。

イ 中部電力が前記1の違反行為の実行としての事業活動を行った日は、中部電力が、前記1の合意に基づき関西電力管内に所在する関西電力が小売供給を行う大口顧客の獲得のための営業活動を制限し、中部電力管内に所在する大口顧客に対し電気料金の水準を維持して小売供給を行った平成30年11月2日であると認められる。また、中部電力は、令和2年4月1日以降、当該違反行為を行っておらず、同年3月31日にその実行としての事業活動はなくなっているものと認められる。したがって、中部電力については、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律(令和元年法律第45号。以下「改正法」という。)附則第6条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる改正法による改正前の独占禁止法(以下「改正前の独占禁止法」という。)第7条の2第1項の規定により、実行期間は、平成30年11月2日から令和2年3月31日までとなる。

ウ 前記実行期間における2地区に所在する大口顧客に対して小売供給を行う電気に係る中部電力の売上額は、改正法附則第6条第1項のなお従前の例によることとする規定により、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令(令和2年政令第260号)による改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令第5条第1項の規定に基づき算定すべきところ、当該規定に基づき算定すると、1兆2614億6134万4000円である。

(2) 中部電力は、公正取引委員会による調査開始日である令和3年4月13日の1月前の日までに前記1の違反行為をやめており、当該違反行為に係る実行期間が2年未満であるので、改正法附則第6条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる改正前の独占禁止法第7条の2第6項の規定の適用を受ける事業者である。

(3) 中部電力が国庫に納付しなければならない課徴金の額は、改正法附則第6条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる改正前の独占禁止法第7条の2第1項及び第6項の規定により、前記1兆2614億6134万4000円に100分の1.6を乗じて得た額から、独占禁止法第7条の8第

2項の規定により1万円未満の端数を切り捨てて算出された201億8338万円である。

よって、中部電力に対し、独占禁止法第7条の2第1項の規定に基づき、主文のとおり命令する。

令和5年3月30日

公 正 取 引 委 員 会

委員長 古 谷 一 之

委員 山 本 和 史

委員 三 村 晶 子

委員 青 木 玲 子

委員 吉 田 安 志

注釈 《 》部分は、公正取引委員会事務総局において原文に匿名化等の処理をしたものである。

別紙 1

公正取引委員会が認定した事実は、次のとおりである。

1 関連事実

(1) 名宛人等の概要

ア 中部電力ミライズは、肩書地に本店を置き、《発電事業者A》等から調達した電気の小売供給を行う事業を営む者である。

なお、中部電力ミライズは、令和2年4月1日、商号を、中部電力小売電気事業分割準備株式会社から現商号に変更し、同日、中部電力から、吸収分割により、電気の小売供給を行う事業の全部（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条に規定される一般送配電事業、特定送配電事業及び発電事業に該当する部分を除く。以下同じ。）を承継した者である。

イ 中部電力は、名古屋市東区東新町1番地に本店を置き、自ら発電し、又は《発電事業者B》等から調達した電気の小売供給を行う事業を営んでいた者であり、平成31年4月1日、火力発電に係る事業を、自社が50パーセント出資する《発電事業者A》に承継させ、同日以降、自社が小売供給を行う電気を《発電事業者A》等から調達するなどしていた。

なお、中部電力は、前記のとおり、令和2年4月1日、中部電力ミライズに対し、吸収分割により、電気の小売供給を行う事業の全部を承継させ、同日以降、同事業を営んでいない。

ウ 関西電力は、大阪市北区中之島三丁目6番16号に本店を置き、自ら発電し、又は《発電事業者B》等から調達した電気の小売供給を行う事業を営む者である。

エ 2社は、従来、電気事業法による参入規制によって自社の供給区域における電気の小売供給の独占が認められていた者（以下「旧一般電気事業者」という。）であった。

オ 2社及び中部電力ミライズの3社（以下「3社」という。）は、電気の小売供給の自由化（特別高圧需要にあっては平成12年3月。高圧大口需要にあっては平成16年4月。）以降も、それぞれ、中部電力（令和2年4月1日以降にあっては中部電力ミライズをいう。）にあっては中部電力管内において、関西電力にあっては関西電力管内において、各供給区域における電気の需要の大部分に相当する電気を自ら発電し、又は《発電事業

者B》等から調達しており、当該自ら発電するなどした電気を、自ら小売供給するほか、直接又は《取引所A》を介して、電気の小売供給を行う事業を営む他の事業者に供給していた。

(2) 電気の供給者の決定方法等

ア 2地区に所在する大口顧客は、電気の小売供給を行う事業を営む者又はその代理業者（以下「小売供給事業者等」という。）に見積り（電気料金に係る見積りをいう。以下同じ。）を提出させて、当該小売供給事業者等との間で交渉を行うなどして、自らが使用する電気の供給者を決定していた。

イ 3社は、代理業者が大口顧客に見積り提示する際に基準となる電気料金の下限値をあらかじめ定め、又は、代理業者が大口顧客に見積り提示する電気料金等について指示していた。

ウ 3社は、紹介業者から紹介を受けて、2地区に所在する大口顧客に見積り提示することがあった。

2 合意及び実施方法等

(1) 旧一般電気事業者の間では、かねてから、電気の小売供給に係る営業活動の方針、状況等について情報交換が行われていたところ、関西電力は、平成29年11月頃に、「仁義切り」と称して中部電力管内で大口顧客の獲得のための営業活動を開始する旨を中部電力に伝えた。その際に、2社は、役員級の者による情報交換を継続することとした。

(2) 平成29年11月頃以降、中部電力管内に所在する大口顧客の獲得のために関西電力が中部電力管内に営業拠点を設置して安値の見積り提示による営業活動を開始したことを契機として、2社は、互いに、相手方の供給区域において相手方が小売供給を行う大口顧客を獲得するため、又は、自社の供給区域において自社が小売供給を行う大口顧客を相手方に獲得されることを防ぐため、2地区に所在する大口顧客に対して安値の見積り提示をするようになった。

(3) 前記(2)により、2地区に所在する大口顧客の電気料金の水準が低下したことから、平成30年春頃以降、2社は、それぞれ、2地区に所在する大口顧客の電気料金の水準の低落を防止して自社の利益を確保する必要性を認識した。

(4) 2社は、平成30年7月頃以降、役員級の者が面談するなどして、遅くと

も同年11月2日までに、2地区に所在する大口顧客に対する安値の見積り提示による電気料金水準の低落を防止して自社の利益の確保を図るため、互いに、相手方の供給区域において相手方が小売供給を行う大口顧客の獲得のための営業活動を制限することを合意し、中部電力ミライズは、前記のとおり、令和2年4月1日、電気の小売供給を行う事業の全部を中部電力から承継することにより、同社に替わって当該合意に参加した。

(5) 2社（令和2年4月1日以降は、中部電力ミライズ及び関西電力。以下同じ。）は、当該合意の下に、

ア 関西電力にあつては、中部電力管内に所在する大口顧客に対する見積り提示を、代理業者を通じて行うもの、紹介業者から大口顧客の紹介を受けて行うもの及び大口顧客から見積り提示の依頼を受けるなどして行うものに限定する

イ 中部電力にあつては、関西電力管内に所在する大口顧客の獲得に係る目標を大幅に減少させる

ウ 相手方の供給区域において、相手方が小売供給を行う大口顧客に対して獲得が見込まれない見積りを提示し、又は、見積り提示を辞退する

エ 相手方の供給区域において、大口顧客に対して見積り提示する際に基準となる電気料金下限値を引き上げることなどにより、相手方の供給区域に所在する大口顧客に対して見積り提示する電気料金水準を上昇させる

オ 自社の供給区域において、大口顧客に対して見積り提示する際に基準となる電気料金下限値を引き上げることなどにより、自社の供給区域に所在する大口顧客に対して見積り提示する電気料金水準を維持又は上昇させる

などしていた。

3 実施状況

(1) 2社は、役員級の者が面談するなどして、互いに、相手方の供給区域に所在する大口顧客に対して見積り提示する電気料金水準を上昇させていることなどを確認し、前記2(4)の合意の実効を確保していた。

(2) 2社は、前記2(5)により、互いに、相手方の供給区域において相手方が小売供給を行う大口顧客の獲得のための営業活動を制限し、自社の供給区域において自社が小売供給を行う大口顧客の電気料金水準を維持又は上

昇させていた。

4 合意の消滅

- (1) 中部電力は、前記のとおり、令和2年4月1日、吸収分割により、電気の小売供給を行う事業の全部を中部電力ミライズに承継させた。当該吸収分割に伴い、中部電力ミライズが中部電力に替わって前記2(4)の合意に参加したことから、中部電力は、同日以降、同合意に参加していない。
- (2) 関西電力は、令和2年10月29日までに、課徴金の減免に係る報告及び資料の提出に関する規則（平成17年公正取引委員会規則第7号）第1条第1項の規定に基づき、公正取引委員会に対して様式第1号による報告書を提出するとともに、自社における電気の小売供給に係る部門の責任者に対して前記2(4)の合意に基づく行為を行わない旨の指示を行い、同日以降、同合意に基づく行為を行っていない。このため、同日以降、同合意は事実上消滅しているものと認められる。

別紙 2

番号	用語	定義
1	供給区域	電気事業法及びガス事業法の一部を改正する法律（平成11年法律第50号）による改正前の電気事業法（昭和39年法律第170号）の規定に基づく、一般電気事業を営むことについての許可に係る供給区域
2	中部電力管内	中部電力の供給区域
3	関西電力管内	関西電力の供給区域
4	特別高圧需要	7,000ボルトを超える電圧で電気の供給を受け、契約電力（小売供給に関する契約上使用できる最大電力をいう。以下同じ。）が原則として2,000キロワット以上の需要
5	高圧大口需要	直流にあつては750ボルトを超えて7,000ボルト以下の電圧で、交流にあつては600ボルトを超えて7,000ボルト以下の電圧で電気の供給を受け、契約電力が500キロワット以上かつ原則として2,000キロワット未満の需要
6	官公庁等	国、地方公共団体、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第2条第2項に規定する特定法人、《官公庁等名》、《官公庁等名》、《官公庁等名》又は《官公庁等名》
7	大口顧客	特別高圧需要又は高圧大口需要に係る電気の使用者（官公庁等を除く。）
8	小売供給	一般の需要に応じ電気を供給すること
9	代理業者	小売供給に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を行う事業者
10	紹介業者	小売供給に係る事業を営む事業者に対し、当該事業者が電気料金に係る見積りを提示することが可能な電気の使用者を紹介する事業者
11	電気料金	小売供給を行う電気に係る料金